

◎「国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱」新旧対照表
 (令和3年4月20日厚生労働省発保0420第5号厚生労働事務次官通知別紙)

傍線部分は改正箇所

新			旧														
別紙 国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱			別紙 国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱														
1～12 (略)			1～12 (略)														
1. 基準額	2. 対象経費	3. 補助率	1. 基準額	2. 対象経費	3. 補助率												
○特定健康診査 次により算定した額の合計額 実施方法別に次表の基準単価に 実施人員を乗じた額	○特定健康診査 特定健康診査の実施に 必要な報酬、共済費、賃 金、報償費、旅費、需用 費(消耗品費、燃料費、 印刷製本費、光熱水費、 修繕料)、役務費(通信運 搬費、手数料、保険料)、 委託料、使用料及び賃借 料、負担金	1/3	○特定健康診査 次により算定した額の合計額 実施方法別に次表の基準単価に 実施人員を乗じた額	○特定健康診査 特定健康診査の実施に 必要な報酬、共済費、賃 金、報償費、旅費、需用 費(消耗品費、燃料費、 印刷製本費、光熱水費、 修繕料)、役務費(通信運 搬費、手数料、保険料)、 委託料、使用料及び賃借 料、負担金	1/3												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施方法</th> <th>基準単価 (注)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本的な健診項目のみ 実施</td> <td>円 <u>5,004</u> <u>(6,435)</u></td> </tr> <tr> <td>基本的な健診項目と詳 細な健診項目の実施</td> <td><u>5,266</u> <u>(6,772)</u></td> </tr> </tbody> </table>	実施方法	基準単価 (注)	基本的な健診項目のみ 実施	円 <u>5,004</u> <u>(6,435)</u>	基本的な健診項目と詳 細な健診項目の実施	<u>5,266</u> <u>(6,772)</u>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施方法</th> <th>基準単価 (注)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本的な健診項目のみ 実施</td> <td>円 <u>4,980</u> <u>(6,420)</u></td> </tr> <tr> <td>基本的な健診項目と詳 細な健診項目の実施</td> <td><u>5,520</u> <u>(7,110)</u></td> </tr> </tbody> </table>	実施方法	基準単価 (注)	基本的な健診項目のみ 実施	円 <u>4,980</u> <u>(6,420)</u>	基本的な健診項目と詳 細な健診項目の実施	<u>5,520</u> <u>(7,110)</u>		
実施方法	基準単価 (注)																
基本的な健診項目のみ 実施	円 <u>5,004</u> <u>(6,435)</u>																
基本的な健診項目と詳 細な健診項目の実施	<u>5,266</u> <u>(6,772)</u>																
実施方法	基準単価 (注)																
基本的な健診項目のみ 実施	円 <u>4,980</u> <u>(6,420)</u>																
基本的な健診項目と詳 細な健診項目の実施	<u>5,520</u> <u>(7,110)</u>																

年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金調書

年度 厚生労働省所管

(都道府県名 :)

歳出予算科目	交付決定の額	補助率	地方公共団体						備考											
			歳入			歳出														
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	支出済額												
	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

(項) 医療費適正化推進費
(目) 国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金

別紙様式第1

- 「国」の歳出「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が細分において行われる場合は細分まで）を記載すること。
- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の国庫負担金の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金調書

年度 厚生労働省所管

(都道府県名 :)

歳出予算科目	交付決定の額	補助率	地方公共団体						備考												
			歳入			歳出															
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	支出済額													
	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

(項) 健康推進対策費
(目) 国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金

別紙様式第1

- 「国」の歳出「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が細分において行われる場合は細分まで）を記載すること。
- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の国庫負担金の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式第2

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の交付申請について

標記について、次により国庫負担金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金所要額内訳（別紙）
- 3 添付書類
 - (1) 年度歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
 - (2) その他参考となる資料
- 4 変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする。

申請額	金	円 (A)
前回までの 交付決定額	金	円 (B)
差引今回変 更増△減額	金	円 (A) - (B)

別紙様式第2 別紙（略）

別紙様式第2

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の交付申請について

標記について、次により国庫負担金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金所要額内訳（別紙）
- 3 添付書類
 - (1) 年度歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
 - (2) その他参考となる資料
- 4 変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする。

申請額	金	円 (A)
前回までの 交付決定額	金	円 (B)
差引今回変 更増△減額	金	円 (A) - (B)

別紙様式第2 別紙（略）

別紙様式第3

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の
事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精算額 金 円
- 2 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金精算額内訳 (別紙)
- 3 添付書類
 - (1) 年度歳入歳出決算書 (又は見込書) 抄本
 - (2) その他参考となる資料

別紙様式第3 別紙 (略)

別紙様式第3

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の
事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精算額 金 円
- 2 年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金精算額内訳 (別紙)
- 3 添付書類
 - (1) 年度歳入歳出決算書 (又は見込書) 抄本
 - (2) その他参考となる資料

別紙様式第3 別紙 (略)